

(地Ⅲ275F)

平成28年3月29日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

日本脳炎の定期の予防接種の積極的な接種勧奨の取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課より各都道府県衛生主管部(局)宛事務連絡がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本事務連絡では、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会委員からの意見を踏まえ、日本脳炎の定期の予防接種の積極的な接種勧奨の取扱いを下記のとおりとすることとし、追って通知を発出するとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 平成28年度以降、当該年度中に9歳に達する者に対して、順次、第2期接種の積極的勧奨を行う。
- 2 平成28年度に18歳となる者(平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者)については、第2期の接種が十分に行われていないことから、平成28年度中に積極的勧奨を行う。
- 3 その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、第1期接種を完了している者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第2期接種の積極的勧奨を行って差し支えない。

事 務 連 絡
平成 2 8 年 3 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

日本脳炎の定期の予防接種の積極的な接種勧奨の取扱いについて

標記について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会委員からの意見を踏まえ、下記のとおり、取り扱うこととしたので、貴管内市区町村及び接種医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、おって健康局長通知を発出することを申し添えます。

記

1. 平成 28 年度以降、当該年度中に 9 歳に達する者に対して、順次、第 2 期接種の積極的勧奨を行う。
2. 平成 28 年度に 18 歳となる者（平成 10 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が十分に行われていないことから、平成 28 年度中に積極的勧奨を行う。
3. その他、積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、第 1 期接種を完了している者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第 2 期接種の積極的勧奨を行って差し支えない。